

要領別紙1

森林環境保全整備事業

第1 趣旨

森林は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域ニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

第2 事業区分及び事業の内容等

森林環境保全整備事業の区分毎の事業内容、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

(1) 事業内容

ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗及びコンテナ苗の植栽及び補植を含む。）、播種及び特殊地拵え（低質林等における前生樹の伐倒、除去）とする。

イ 樹種及び植栽本数

- a 育成単層林整備の人工造林の植栽については、スギ、ヒノキ、サワラ、アカマツ、カラマツ、モミ、トウヒ、クヌギ、ナラ、シラカンバ、ケヤキ、イヌエンジュ、キハダ、ブナ、ホオノキ、クリ、ミズメ、トチノキ、カツラ、ハリギリ、ヤマザクラ、サワグルミ、その他森林造成上、局長が適当と認める樹種。
- b 森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「環境保全運用」という。）第11の(1)の規定による承認が必要な場合は、予め局長は部長に協議するものとする。
- c 補助対象とする樹種の植栽本数の範囲は、1ha当たり次のとおりとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。
 - (a) アカマツ 2,000本～4,000本 （4,001本以上は4,000本とみなす。）
 - (b) スギ・ヒノキ 2,000本～2,500本 （2,501本以上は2,500本とみなす。）
 - (c) カラマツ 2,000本 （2,001本以上は2,000本とみなす。）
 - (d) その他の針葉樹 2,000本～3,000本 （3,001本以上は3,000本とみなす。）
 - (e) 広葉樹2,000本～4,000本 （4,001本以上は4,000本とみなす。）
 - (f) 大苗木については、別途定める。
- d 令和7年6月30日以前に完了した事業については、補助対象とする樹種の植栽本数の範囲は、1ha当たり以下のとおりとする。

- (a) アカマツ 2,000本～4,000本 (4,001本以上は4,000本とみなす。)
- (b) スギ・ヒノキ 2,000本～3,500本 (3,501本以上は3,500本とみなす。)
- (c) その他の針葉樹 2,000本～3,000本 (3,001本以上は3,000本とみなす。)
- (d) 広葉樹2,000本～4,000本 (4,001本以上は4,000本とみなす。)
- (e) 大苗木については、別途定める。
- e たゞし、低コスト化を目的として行う樹種の植栽本数の範囲は、1ha当たり次のとおりとする。
 - (a) スギ・カラマツ 1,000本以上2,000本未満
 - (b) ヒノキ 1,500本以上2,000本未満
- f 補植は、1,500本/ha以下の低コスト化を目的とした植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗木数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行えるものとする。

なお、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、鳥獣害防止施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、1,500本/ha以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。
- g 使用苗木
 - (a) 林業種苗法（昭和45年法律第89号）及び同法関係法令並びに林業種苗法施行細則（昭和46年1月7日長野県規則第1号）の規則に違反して生産又は移入された苗木でないこと。
 - (b) 長野県山林種苗需給調整要領に則る苗木であること。
 - (c) 苗木の規格は前号の長野県山林種苗需給調整要領に規定する山林種苗需給協議会が定めたものであること。
 - (d) 広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知）を踏まえ、採取地が明らかな挿穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝的かく乱の防止に配慮することとする。
- (イ) 地拵え
 - a 地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
 - b 機械による実施を原則とし、実施箇所の条件により機械による実施が困難な場合は、あらかじめ局長にその理由等をあきらかにした届出（要領別紙1－様式第42号）を行うものとする。ただし、令和7年5月31日以前に地拵えに着手したものについては、移行期間として届出を要さないものとする。
- (ウ) 特殊地拵え
 - a 次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
 - (a) 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30m³以上80m³以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ha当たりおおむね100束以上である場合）において行う

ものであること。

- (b) 立木の蓄積が1haあたりおおむね30m³以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備として行うものであること。
- b 特殊地拵えを実施した場合は、原則として実施した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
- c 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。
- d 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。
- e 機械による実施を原則とし、実施箇所の条件により機械による実施が困難な場合は、あらかじめ局長にその理由等をあらかじめした届出（要領別紙1－様式第42号）を行うものとする。ただし、令和7年5月31日以前に特殊地拵えに着手したものについては、移行期間として届出を要さないものとする。

イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 樹下植栽

優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）に定める面的複層林施業の対象森林及び「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。

(イ) 天然更新補助作業

天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、並びに林木の枝葉の除去。

(ウ) 樹種及び植栽本数

- a 樹種はアの(ア)のa、bに準ずる。
- b 補助対象とする樹種の植栽本数の範囲は、1ha当たり次のとおりとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。
 - (a) アカマツ 600本～4,000本 （4,001本以上は4,000本とみなす。）
 - (b) スギ・ヒノキ 600本～2,500本 （2,501本以上は2,500本とみなす。）
 - (c) カラマツ 600本～2,000本 （2,001本以上は2,000本とみなす。）
 - (d) その他の樹種 600本～4,000本 （4,001本以上は4,000本とみなす。）

c 令和7年6月30日以前に完了した事業については、補助対象とする樹種の植栽本数の範囲は、1ha当たり以下のとおりとする。

(a) アカマツ 600本～4,000本 (4,001本以上は4,000本とみなす。)

(b) カラマツ 600本～2,300本 (2,301本以上は2,300本とみなす。)

(c) その他の樹種 600本～4,000本 (4,001本以上は4,000本とみなす。)

(エ) 地拵え

樹下植栽の地拵えについては、アの(イ)のaに準ずる。また、天然更新補助作業で地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が図られていないと局長が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

ウ 下刈り

植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とし、同一施行地において3回までとする。ただし、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料が整備されていれば、4回目以降も実施できるものとする。

エ 雪起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。ただし、成立本数の30%以上が倒伏した林分を対象とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。実施期間は、倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。ただし、成立本数の30%以上が倒伏した林分を対象とする。

カ 枝打ち

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。ただし、成立本数の60%以上を実施するものを対象とし、枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。

(ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去。

(イ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。

(ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。

キ 除伐

下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

(ア) 伐採率

不用木の除去（育成しようとする樹木以外の木竹であつて、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残するものができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。

(イ) 補助事業の間隔

当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫及び県補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

ク 保育間伐

12齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

(ア) 伐採率

a 下限

不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。以下同じ。）は、育成しようとする樹木の立木本数の20%以上とする。

ただし、豪雪地帯特別対策措置法（昭和37年4月5日付法律第73号）に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪地帯市町村及び気象害の発生が明らかに予想される場合は、立木本数の10%以上を伐採する場合に補助対象とする。

b 上限

不良木の淘汰の上限は、本数率では特に設けないが、立木材積では35%以内の伐採を補助対象とする。

(イ) 玉切及び玉切・整理

「玉切」及び「玉切・整理」は施行地面積又は伐採本数の8割以上を実施するものとし、「玉切・整理」にあつては次のa～dのいずれかに該当する箇所を実施するものとする。

- a 伐採木の流出等により公共施設等への被害が予想される、人家・道路・河川等の上側におおむね100m以内の箇所
- b 間伐推進の観点からPR効果が高く、かつ保全対象施設が存在する車道からおおむね100m以内の箇所
- c 実施後、伐採木のおおむね8割の有効利用が予定されている箇所
- d その他必要と認められる箇所

(ウ) 補助事業の間隔

キの(イ)に準ずる。ただし、(ア)のaのただし書きにより、豪雪地帯特別対策措置法（昭和37年4月5日付法律第73号）に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪地帯市町村及び気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判断され10%以上20%未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地についてはこの限りではない。

(エ) 気象害等の被害での特例

気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合については、次により実施するものとする。

二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場

合においては、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。

ケ 間伐

12齢級以下の林分又は市町村森林整備計画に定められている標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林であって、12齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分における間伐と一体的に施業を実施し、かつ、その面積が施業地全体の50%以内のものについてはこの限りではない。）において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。ただし、令和7年5月31日以前に間伐に着手した森林については、移行期間として地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林が施業地全体の50%を超えていても補助対象とする。

(ア) 伐採率

クの(ア)に準ずる。

(イ) 玉切及び玉切・整理

クの(イ)に準ずる。

(ウ) 補助事業の間隔

キの(イ)及びクの(ウ)に準ずる。

コ 更新伐

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当するもので、18齢級以下の林分又は市町村森林整備計画に定められている標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業及び長期育成循環施業の一貫として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び搬出集積とする。

(ア) 面的複層林施業

10齢級以上の人工林が面的にまとまって所在している林分において、面的複層林施業通知に基づいて行う帯状又は群状の更新伐。

(イ) 長期育成循環施業

一定の林齢（10齢級以上）に達している人工林において、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。）に基づいて、10齢級以上の人工林において行う個別林分型又はモザイク林誘導型の更新伐。ただし、令和5年度末までに、事業計画において森林の区域が明示され、令和6年度から10年の間に実施したものにかぎる。

(ウ) 人工林整理伐

人工林において天然更新を図り、針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行う定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）。

ただし、(ア)及び(イ)の一貫として行うものを除く。

(エ) 整理伐

天然林の質的・構造的な改善を目的として行う定性伐採。

(オ) 伐採率

a 下限

クの(ア)のaに準ずる。

b 上限

面的複層林施業通知や長期育成循環施業通知に基づいて行うほか、整理伐にあつては、伐採率はおおむね70%以下（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない。）とする。また、人工林整理伐にあつては、当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。

(カ) 玉切及び玉切・整理

クの(イ)に準ずる。

(キ) 補助事業の間隔

キの(イ) 及びクの(ウ)に準ずる。

(ク) 気象害等の被害での特例

クの(エ)に準ずる。ただし、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害拡大防止のために実施する場合は、補助対象材積の上限を200m³/haとする。

(ケ) (ウ)及び(エ)により更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

サ 付帯施設等整備

ア～コのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備（ただし、(ア)のbについてはこの限りでない。）とする。

なお、要綱第3の(7)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当概一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備

a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等整備とする。

(a) 対象地域及び実施時期

当該野生鳥獣防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

(b) 対象施設等

実施する施設は、忌避剤、殺鼠剤、防護柵、食害防止施設及び剥皮防止テープとし、標準単価に使用する類似製品がない場合については、3の(2)の規定に基づく協議を行い、必要に応じて標準単価を設定するものとする。

なお、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

(c) 殺鼠剤の使用にあたっては、水源地における水質等に配慮すること。

b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良であって次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(a) 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

(b) 防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

(ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

なお、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

シ 森林作業道整備

継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知。以下「作業道作設指針」という。）に基づく作業道（以下「森林作業道」という。）及び長野県森林作業道作設マニュアルに適合する森林作業道の開設及び改良（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧（以下「作業道復旧」という。）を含む。以下同じ。）であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、かつ、(4)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると局長が認めるものとする。

なお、要綱第3の(7)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当該一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(ア) 森林作業道整備の先行実施

森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業を行うことを原則とする。ただし、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内とする。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。

(イ) 森林作業道の改良

森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- a 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。bにおいて同じ。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。
- b 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- c 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
- d 改良の内容については、森林作業道作設指針第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(ウ) 森林作業道の復旧

森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- a 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
- b 復旧の内容については、森林作業道作設指針第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(エ) 効率的な森林作業道の開設

施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

(オ) 単価協議

標準単価と異なる仕様等で整備を実施する場合は、3の(2)の規定に基づく協議を行い、必要に応じて標準単価を設定するものとする。

(2) 事業主体

ア 要綱別表の当該事業の1、2に係るもの

森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」とい

う。)又は特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。)において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者(以下「計画策定者等」という。)及び森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条2項の規定により県が公表した民間事業者(以下民間事業者)という。)とする。

なお、鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき施業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。(以下、第2の各事業において同じ。)

イ 要綱別表の当該事業の3に係るもの

市町村、森林所有者、森林組合等(森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。)、森林整備法人等(森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1項に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。)をいう。以下同じ。)、特定非営利活動法人等(森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。)及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)とする。

(3) 事業規模等

ア 1 施行地

(1)のア～コの事業規模は、1 施行地の面積が0.1ha以上。

なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とする。(以下、第2の各事業において同じ。)

イ 間伐、更新伐

間伐、更新伐については、アに加えて、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの。

(ア) 森林経営計画に基づいて行う場合

第5の1に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに、次のa又はbに該当するもの。

ただし、現に認定を受けている森林経営計画(以下、「現計画」という。)において森林経営計画の持続性があることが確認できる場合は、現計画と旧計画の両計画に計画され、かつ、両計画の計画期間にまたがって行なわれた間伐及び更新伐の施行地については、当該施行地の面積及び搬出材積の全てを現計画に基づくものとして取り扱うことができるものとする。

a 通常

間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。

b 隣接又は路網で接続している施行地

aに該当しない施行地のうち、過去に森林環境保全直接支援事業の間伐が実施されておらず、aに該当する施行地(当該施行地が複数存する場合はそのいずれかの施行地)と隣接又は路網で直接接続している施行地について、aに該当する施行地と一体的に施業を実施する場合にあっては、当該施行地の面積の合計がaに該当する施行地の面積の合計以下。(当該施行地においては、aに該当する施行地と一体的な施業を行うことにより、伐採

木の搬出集積を行うよう努めるものとする。)

(4) 特定間伐等促進計画に基づいて行う場合

間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、第5の1に定める補助金の交付申請ごとに、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。

(ウ) 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は(ア)の規定を準用するものとし、その場合において、「森林経営計画」とあるのは「実施権配分計画」を読み替えるものとする。

ウ 育成複層林の面積

育成複層林において、上層木と下層木を区分して実施する事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による按分又は実面積によるものとする。

(4) 事前計画の作成等

ア 当該事業の人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、事業着手前までに実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した事前計画書（要領別紙1－様式第2号）を作成し、局長に提出するものとする。なお、要領第2の1に基づき提出される信州の森林づくり事業予定調書（以下「予定調書」という。）に記載されているものについては、予定調書の提出をもって、事前計画書の提出があったものと見なすことができる。

イ 局長は、アにより提出のあった事前計画書に記載された事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画書を提出した者に対する指導を行うものとする。

ウ 局長は、アにより提出のあった事前計画書に記載された内容を随時とりまとめ、間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

(5) 人工造林・初期保育の嵩上げ

信州の森林づくり事業補助金交付要綱に定める「人工造林（（特殊地拵を除く）原則、長野県主伐・再造林推進ガイドラインに基づき施業したもの）、上記人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈り及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）のうち人工造林（特殊地拵を除く）と一体的に実施する事業」について以下のとおりとする。

ア 対象事業内容

(ア) 人工造林（但し、特殊地拵は除く。）

(イ) 下刈り（但し、(ア)で嵩上げを実施した箇所の3回目までの下刈りに限る。）

(ウ) 付帯施設等整備

(ア)～(イ)のいずれかの施業と一体的に実施する鳥獣害防止施設等整備

イ 対象森林

以下のいずれかに基づき施業を実施した森林であって、長野県主伐・再造林推進ガイドラインに基づき施業した森林。但し、令和5年9月30日までに主伐に着手した森林については、移行期間としてガイドラインに基づかない人工造林であっても嵩上げの対象とする。

(ア) 森林経営計画に基づく森林

(イ) 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林」であって（但し、令和

6年4月1日以降に着手した森林に限る。) 特定間伐等促進計画に基づく森林

(ウ) 実施権配分計画に基づく森林

ウ 補助率

要綱別表の森林環境保全直接支援事業の欄に掲げる1及び2のとおり。

エ 補助率が嵩上げとなる適用基準

次の取り組みのうち1項目以上を実施するものを支援の対象とする。取り組み内容の詳細については別表のとおりとする。

- (ア) 森林の適正管理の推進
- (イ) 地域材の安定供給の推進
- (ウ) 造林の省力化・効率化
- (エ) 環境配慮の推進
- (オ) 獣害対策の推進

2 特定機能回復事業

(1) 森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

ただし、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、7齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において実施することができる。

(キ) 付帯施設等整備

(ア)～(カ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備（ただし、1の(1)のサの(ア)のbについてはこの限りでない。）とする。

なお、要綱第3の(7)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当概一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事

業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のサの(ア)に準ずる。ただし、1の(1)のサの(ア)のbの施設改良は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定の対象森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行なわれるものを対象とする。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(カ)」と読み替える。)

(ク) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。(ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(カ)」と読み替え、事前計画に係る規定を除く。)

イ 事業主体

(ア) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

ウ 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ha以上。

なお、都道府県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、第5の1に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上とする。

なお、育成複層林において、上層木と下層木を区分して実施する事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による按分又は実面積によるものとする。

エ 協定

本事業による施業完了年度の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。

オ 分収林契約森林の取扱い

「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含ま

ないものとする。

(2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 枝打ち

1の(1)のカの(ウ)に準ずる。

(キ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

(ク) 保育間伐

1の(1)のクに準ずるもののほか、搬出集積（被害木を含む。）とする。

(ケ) 更新伐

次のa～dのいずれかに該当するもので、18齢級以下の林分（面的複層林施業及び長期育成循環施業の一貫として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び搬出集積（被害木を含む）とする。

a 面的複層林施業

10齢級以上の人工林が面的にまとまって所在している林分において、面的複層林施業通知に基づいて行う帯状又は群状の更新伐。

b 長期育成循環施業

一定の林齢（10齢級以上）に達している人工林において、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。）に基づいて、10齢級以上の人工林において行う個別林分型又はモザイク林誘導型の更新伐。ただし、令和5年度末までに、事業計画において森林の区域が明示され、令和6年度から10年の間に実施したものにかぎる。

c 人工林整理伐

人工林において天然更新を図り、針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行う定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）又は残存木の間隔が主伐木の平均樹高

の2倍までの帯状、群状の伐採。

ただし、a及びbの一貫として行うものを除く。

d 整理伐

天然林の質的・構造的な改善を目的として行う定性伐採。

e 伐採率

(i) 下限

1の(1)のクの(ア)のaに準ずる。

(ii) 上限

面的複層林施業通知や長期育成循環施業通知に基づいて行うほか、整理伐にあっては、伐採率はおおむね70%以下（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない。）とする。また、人工林整理伐にあっては、当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。

f 玉切及び玉切・整理

1の(1)のクの(イ)に準ずる。

g 補助事業の間隔

1の(1)のキの(イ)に準ずる。

h 気象害等の被害での特例

1の(1)クの(エ)に準ずる。ただし、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害拡大防止のために実施する場合は、補助対象材積の上限を200m³/haとする。

i c及びdにより更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適正な更新を図らなければならない。

(ロ) 付帯施設等整備

(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備（ただし、1の(1)のサの(ア)のbについてはこの限りでない。）とする。

なお、要綱第3の(7)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当概一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のサの(ア)に準ずる。ただし、1の(1)のサの(ア)のbの施設改良は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定の対象森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行なわれるものを対象とする。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、

「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

(サ) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。(ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替え、事前計画に係る規定を除く。)

(シ) 森林保全再生整備

野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当するものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備及び既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。

b 鳥獣の誘引捕獲

誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等とする。

イ 事業主体

(ア) 市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）

ウ 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ha以上。

なお、育成複層林において、上層木と下層木を区分して実施する事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による按分又は実面積によるものとする。

エ 協定

本事業による施業の実施の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。

オ 分収林契約森林の取扱い

「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

(3) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。

ア 事業内容

(ア) 一貫作業

標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の

淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して実施するものとする。なお、植栽については、1ha当たり2,000本以下を基本とし、植栽樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種とする。

- a 一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付け29林整第977号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。
- b 一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。
- c 一貫作業の植栽に当たっては、第2の1の(1)のアの(ア)のb及びeを準用することとする。
- d 都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種には、広葉樹等を含むこととする。なお、広葉樹を植栽する場合に当たって、1ha当たり2,000本以上の植栽を実施しようとする事業主体は、あらかじめ局長にその目的等を明らかにした届出（要領別紙1-様式第1号）を行うこととする。

(イ) 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む）、播種及び特殊地拵え（低質林等における前世樹の伐倒、除去）とする。ただし、地拵えに含むことができる経費は、機械地拵えとする。また、植栽は1ha当たり2,000本以下を基本とし、樹種については「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生するおそれがないと認める樹種を対象とする。

なお、都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種には、広葉樹等を含むこととする。広葉樹を植栽する場合に当たって、1ha当たり2,000本以上の植栽を実施しようとする事業主体は、あらかじめ局長にその目的等を明らかにした届出（要領別紙1-様式第1号）を行うこととする。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。ただし、同一施行地における下刈りについては3回までとする。

(エ) 更新伐

1の(1)のロに準ずる。

(オ) 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ア)、(イ)のいずれかの施業と一体的に実施するものとする（ただし、aの既設の鳥獣害防止施設の改良についてはこの限りではない。）。

a 鳥獣害防止施設等整備

野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備及び既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)に準ずる。

(カ) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。(ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)、(イ)」と読み替え、事前計画に係る規定を除く。)

イ 事業主体

(ア) 市町村（自ら所有する森林、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）

ウ 事業規模等

アの(ア)～(エ)については、1施行地の面積が0.1ha以上であること、また(ア)、(エ)については、1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については連たんしないものとする。また、次に掲げる全ての要件に該当すること。

(ア) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施するものであること。

(イ) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。

(ウ) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。

エ 協定

本事業による施業の実施の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。

オ 分収林契約森林の取扱い

「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林をふくまないものとする。

カ 人工造林・初期保育の嵩上げ

信州の森林づくり事業補助金交付要綱に定める「一貫作業（原則、長野県主伐・再造林推進ガイドラインに基づき施業したもの）、人工造林（原則、長野県主伐・再造林推進ガイドラインに基づき施業したもの）、上記一貫作業又は人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈り及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）のうち一貫作業、人工造林又はこれらを実施した箇所の3回目までの下刈りと一体的に実施する事業」について以下のとおりとする。

(ア) 対象事業内容

a 一貫作業（伐採を除く。）

b 人工造林

c 下刈り（但し、a又はbで嵩上げを実施した箇所の3回目までの下刈りに限る。）

d 付帯施設等整備

a～cのいずれかの施業と一体的に実施する鳥獣害防止施設等整備

(イ) 対象森林

以下のいずれかに基づき施業を実施した森林であって、長野県主伐・再造林推進ガイドラインに基づき施業した森林。

- a 森林経営計画に基づく森林
- b 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林」であって特定間伐等促進計画に基づく森林
- c 実施権配分計画に基づく森林

(ロ) 補助率

要綱別表の特定機能回復事業の3の林相転換特別対策（特定スギ人工林の欄に掲げる1及び2のとおり。

(エ) 補助率が嵩上げとなる適用基準

次の取り組みのうち1項目以上を実施するものを支援の対象とする。取り組み内容の詳細については別表のとおりとする。

- a 森林の適正管理の推進
- b 地域材の安定供給の推進
- c 造林の省力化・効率化
- d 環境配慮の推進
- e 獣害対策の推進

(オ) その他

嵩上げの対象は令和6年4月1日以降に一貫作業に着手した箇所及び令和7年4月1日以降に人工造林（植栽）に着手した箇所とする。

(4) 保全松林緊急保護整備

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。

ア 事業区分

(ア) 保全松林健全化整備

「松くい虫被害対策の実施について」（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容はイのうち衛生伐のみとする。

(イ) 松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容はイのうち衛生伐を除く全てとする。

また、過去5年以内に衛生伐を実施した森林において樹種転換を行う場合については「衛生伐施業地における樹種転換について」（令和3年6月3日付け3森推第177号森林づくり推進課長通知）によるものとする。

イ 事業内容

(ア) 人工造林

1 の(1)のアに準ずる。

ただし、特殊地拵えについて、令和 7 年 5 月 31 日以前に着手したものに対する移行期間は適用しない。

(イ) 樹下植栽等

1 の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1 の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1 の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1 の(1)のオに準ずる。

(カ) 除伐

1 の(1)のキに準ずる。

(キ) 保育間伐

1 の(1)のクに準ずる。

(ク) 衛生伐

松くい虫による被害本数が対象地の 5 %未満の激甚でない松林において、松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。

(ケ) 更新伐

(2)のアの(ケ)に準ずる。

(コ) 付帯施設等整備

(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備（ただし、1 の(1)のサの(ア)のbについてはこの限りでない。）とする。

なお、要綱第 3 の(7)の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当概一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1 の(1)のサの(ア)に準ずる。ただし、1 の(1)のサの(ア)のbの施設改良は、松林保護樹林帯造成により樹種転換を行う事業を実施した森林において行われるものを対象とする。

b 荒廃竹林整備

1 の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1 の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。）

(サ) 森林作業道整備

1 の(1)のシに準ずる。（ただし、1 の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替え、事前計画に係る規定を除く。）

ウ 事業主体

市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定

者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。

エ 事業規模等

イの(ア)～(ケ)については、1 施行地の面積が0.1ha以上。

3 その他

(1) 2の(2)の(シ)について実行経費による事業を実施する場合は、次により協議を行なうものとする。

ア 事業主体は、予め実施設計書（要領別紙1－様式第3号）を作成し局長と内容を協議するものとする。

イ 局長は、前項の協議が適当と認める場合には、事業主体に対して協議内容に同意するものとする。

ウ 局長は、前項の同意を行なったときは部長に報告するものとする。

(2) 標準単価の設定のない事業内容を実施する場合は、次により協議を行なうものとする。

ア 事業主体は、予め単価協議計算表（要領別紙1－様式第4号）を作成し局長と内容を協議するものとする。

イ 当該協議は標準単価相当の経費について協議するものとし、間接費は含まないものとする。

ウ 根拠に用いる労務費については、部長が別に設定する標準単価に対して過大とならないよう、林務部が定める事業実施年度に該当する「林業土木事業設計単価表」を上限とする。

エ 局長は、前項の協議が適当と認める場合には、事業主体に対して協議内容に同意するものとする。

オ 局長は、前項の同意を行なったときは部長に報告するものとする。

(3) 局長は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、部長に提出するものとする。

(4) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉の発生抑制対策の推進について」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

(5) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

第3 補助の適用等

要綱別表の森林環境保全直接支援事業の欄に掲げる1及び2の事業の適用は以下のとおりとする。

1 森林経営計画等に基づく事業

(1) 人工造林及び樹下植栽等について、計画策定者等が森林経営計画、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は実施権配分計画において経営管理実施権の認定を受けた民間事業者（以下「森林経営計画等」という。）が、当該計画に基づいて行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林法第10条の8に規定する伐採

及び伐採後の造林の届出（以下「伐採造林届出」という。）書を提出した上で行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの。（新たに森林法第 5 条に規定する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）

- (2) 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐について、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向が、あらかじめ確認できるものに限る。

ア 森林経営計画の対象とする林班を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内で当該計画に基づいて行う場合

イ 森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で当該計画に基づいて行う場合

- (3) その他の事業内容について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの。

- 2 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に、申請後に経営計画対象林班に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

3 1、2 以外の事業

- (1) 人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの。（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）

- (2) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、1 の(3)に該当しないもの。

- 4 1 の(1)及び3 の(1)において、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。

- 5 森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐とは、当該計画において間伐として計画されているものに限る。

また、森林経営計画に基づいて行う更新伐とは、当該計画において主伐として計画されているものに限る。

- 6 1 の(2)において、森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、補助金交付申請時又は申請後に当該計画の対象森林に取り込むことを確認できるものに限る。

また、隣接林班内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、当該計画の森林の経営に関する長期の方針において、当該計画の対象森林に取り込む旨を記載しているものに限る。

なお、森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、要綱第3の(3)と同様の取扱とする。

第4 補助金額の計算

補助金額等の算出は、以下によるものとする。

- 1 標準単価（部長が別に定めるもののほか、第2の3の(2)の規定に基づく協議により局長が定めたものを含む。）が適用できる事業に係る補助金額は、次の計算式によるものとする。なお、実施率を用いる施業については、標準経費の算出に実施率を乗じて標準経費を求めること。

標準単価×（1＋間接費率）×事業量＝標準経費（千円未満切捨。）

標準経費×補助率＝補助金額（百円未満切捨。以下同じ。）

- 2 第2の2の(2)のアの(イ)のうち標準単価の設定のある事業内容に係る補助金額は、1により算出した標準経費と実行経費（千円未満切捨。以下同じ）とのいずれか低い額に補助率を乗じてもとめるものとし、標準単価の設定のない事業内容に係る補助金額は、実行経費（千円未満切捨。）に補助率を乗じて求めるものとする。
- 3 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち4により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、1により算出した標準経費と実行経費（千円未満切捨。）とのいずれか低い額に補助率を乗じて求めるものとする。
- 4 森林作業道整備のうち、標準単価が適用できない部分がある場合の補助金額は、当該部分について森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づいて積算された経費と標準単価が適用できる部分に係る標準経費を合算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該合算額（千円未満切捨。）と実行経費とのいずれか低い額）に補助率を乗じて求めるものとする。
- 5 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施した事業にあっては、第2の3の(1)の規定により、これに適用する標準単価を定めることができるものとする。
- 6 補助金額に含まれる国の補助金額については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日林整第885号林野庁長官通知）第10及び環境保全運用第16の規定によるものとし、端数処理は1～4に準ずるものとする。

第5 補助金交付申請

- 1 交付申請書

事業主体は、原則として事業の終了後すみやかに局長に次により補助金交付の申請を行うものとする。

- (1) 事業主体は、補助対象者としての権限の有無を確認のうえ申請するものとする。
- (2) 補助金交付申請は、要綱第4第1項に規定する信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業）補助金交付申請書（要領別紙1－様式第5号）に別表1で示すもののうち提出書類を添付して行うものとする。また、別表1で示すもののうち調査時提示書類は調査時に提示するものとする。なお、県が作成した信州の森林づくり事業補助金交付事務システム（以下「造林システム」という。）による場合は、造林システムより出力される様式をもって、以下の該当様式に替えることができる。また、原則として提出書類に併せて造林システムデータを提出するものとする。

2 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを4に規定する提出期限ごとに一括して交付申請を行うものとする。

また、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画に基づいて行う場合は当該計画ごと（森林経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含み、第2の1の(3)のイの(ア)のただし書きの場合は旧森林経営計画を含む。）、特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は集約化実施計画（森林共同施業団地対象民有林で実施されるものにあつては森林共同施業団地）ごとに、第2の1の(3)のイに定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
- (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第8の1に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
- (3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要領第8の1に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

3 交付申請関係書類

(1) 実測図

前1の(2)に規定する実測図は、次のとおり作成する。また、原則として実測図のシェープファイル又は測量野帳のエクセルファイルを併せて提出するものとする。なお、測点の平面直角座標系に基づく座標を含むファイルとする。

ア 実測図は、事業の種類ごとに作成する。

イ 測量

- (ア) 面積及び延長の把握は実測を原則とし、測量に用いる機械はポケットコンパス又はそれ以上の精度を有するものとし、起点(BP)を簡易な方法で現地に表示するものとする。起点及び、主要な測点については、杭を設置すると共に、他測点についても簡易な方法で現地表示するものとする。ただし、事業施行地の区域の範囲内であることを前提に、それ以上の精度

を有すると認められる既存の図面が利用できるときは、測量を省略できることとし、実測図にその根拠を明示するものとする。

- (イ) 測量精度は、閉合トラバース測量における閉合比が100分の1以内とする。
- (ウ) 実測野帳は、所定の様式（要領別紙1－様式第10－2号）又はこれに準じたものを使用すること。
- (エ) 植栽作業等に施行地として認める外周は、原則として、外側の植栽木の樹幹から1mの範囲内であり、かつ、地拵えが完了している区域とする。伐採作業等の補助対象区域は、当該作業において一体として取扱う樹木を包括する森林の区域とする。
- (オ) 事業施行地内の道路敷（既設森林作業道を含む。但し、間伐及び更新伐と同時期に一体的に開設したものは除く。）、岩石地、崩壊地等の植栽不可能地や不良造林地等で1カ所の面積が0.01ha以上のものは、除地として除外すること。
- (カ) G N S S及びドローン等による測量については別途定める。

ウ 作図等

- (ア) 縮尺は、1施行地1ha未満の事業地にあつては1,000分の1、1ha以上の事業地にあつては3,000分の1を標準とする。
- (イ) 面積の算出はプランニメーター（3回測定）又は三斜法若しくはこれ以上の精度を有する方法により算出するものとし、計算経過を実測図余白に記載又は添付すること。補助金の算出には小数点第3位以下を切り捨てた面積を用いる。
- (ウ) 延長の算出について、森林作業道の延長は水平距離とし、鳥獣害防止施設等整備の侵入防止柵の延長は、斜距離とする。補助金の算出には、整数未満を切り捨てた延長を用いる。
- (エ) 前項(オ)の除地については、施行地（施行地と第6の3の(2)に規定する査定単位が異なる場合は、査定単位とする。）ごとに、集計した面積の小数点第3位以下を切上げて、事業施行地全体の面積から控除する。

(2) 施業地の施行管理について

ア 人工造林、樹下植栽等、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐（不用木の除去のみ実施する場合を除く。）、保育間伐、間伐、更新伐（長期育成循環施業のモザイク林誘導型を除く。）、一貫作業（伐採及び地拵えを除く。）及び鳥獣害防止施設等整備の実施にあたっては、1箇所あたり100㎡以上の管理プロットを設置し、次のとおり、施業地の施行管理を行うこととし、補助金の申請に係る植栽本数、伐採率、実施率は管理プロットの結果をもって行う。

- (ア) 管理プロットの設置は5haに1箇所以上の頻度で施行地の標準的な箇所に設置することとする。
- (イ) 複数の林況がある場合は林況毎に偏りが無く設置することとする。

イ 森林作業道は測点毎に地山勾配を測定するものとし、地山勾配を実測野帳に記載する。ただし前後の測点と同勾配であれば省略できるものとする。

ウ 別に定める森林作業道作設指針及び長野県森林作業道作設マニュアルに適合する開設又は改良が実施されているかを森林作業道作設に係るチェックリストにより確認を行う。

(3) 施行写真

事業主体は、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、施行地ごとに別表2で示す写真を

下記に基づき撮影するものとする。

ア 写真については次の(ア)～(オ)の表示を行った黒板等を併せて撮影するものとする。

- (ア) 森林所在地(市町村名、林班番号、団地名)
- (イ) 作業種(植栽、除伐、間伐等)
- (ウ) 数量(ha、m)(着手前であって数量が未確定な場合は省略できる。)
- (エ) 撮影日
- (オ) 撮影段階(施行前、施工中、完了、測量状況)

イ 施行地又は査定単位に複数の林況がある場合は林況毎に偏り無く撮影するものとする。

ウ 施行写真の撮影に当たってはGPS機能付きカメラで撮影を行う又はGPSデータロガーにより位置情報を付加する等により、原則位置情報を持った写真データを整備・保存することとする。

- (4) 補助金交付申請関係書類に記載する間伐、更新伐に係る面積について、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。
- (5) 第2の3の(2)の規定による単価協議による実施個所については、実績による成立本数などが異なる場合は、要領別紙1-様式第2号を実績数値に変更して合わせて提出すること。
- (6) 事業主体は「農林水産業・食品産業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け」(令和3年2月26日付け2林政第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。)を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け チェックシート(以下、「作業安全規範チェックシート」という。)」を記入の上、補助金の申請に当たり局長へ提出するものとする。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、作業安全規範チェックシートは請負者が記入するものとする。

ただし、過去1年間に他の事業において作業安全規範チェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業において作業安全規範チェックシートを提出している場合は、作業安全規範チェックシートの提出を省略できるものとする。

- (7) 事業主体は、「環境負荷低減チェックシート(造林関係)」(要領別紙1-様式第41号)を記入の上、補助金の申請に当たり局長へ提出するものとする。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が環境負荷低減に関する取組を行うよう指導するものとし、環境負荷低減チェックシートは請負者が記入するものとする。

ただし、過去1年間に他の事業において環境負荷低減チェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもってこれに代えることができる。また、過去1年間に本事業において環境負荷低減チェックシートを提出している場合は、環境負荷低減チェックシートの提出を省略することができる。

4 申請書の提出期限

要綱第4第3項に規定する申請書の提出期限は次のとおりとする。ただし、第2の2の(3)及び市町村が請負に付した第2の2の(4)のアの(ア)の事業についてはこの限りでない。

- (1) 第1回目 4月20日
- (2) 第2回目 6月20日
- (3) 第3回目 8月20日
- (4) 第4回目 10月20日
- (5) 第5回目 12月20日

5 申請期限の延長

- (1) 事業主体は次のア又はイに該当する場合において、12月20日までに第5回目の提出期限の延長を局長に協議(要領別紙1-様式第13号)できるものとする。なお、延長期間は必要最小限とし、最大延長期間は1月31日までとする。ただし、特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)における補助申請等の場合は、3月1日までに提出期限の延長を局長に協議(要領別紙1-様式第13号)できるものとする。なお、延長期間は必要最小限とし、最大延長期間は3月15日までとする。

ア 申請箇所が事前調査済みであり、完了の確認が出来ている場合。

イ 申請箇所が1月31日(特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)の場合は、3月15日)までに調査が可能な場合。

- (2) 局長は前項に基づき申請期限の延長協議があった場合は、内容を確認し、以下のすべてに該当する場合は申請期限の延長に同意(要領別紙1-様式第14号)し、部長に報告(要領別紙1-様式第15号)するものとする。

ア 1月31日(特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)の場合は、3月15日)までに調査が可能な場合。

イ 2月10日までに年度内執行額を部長に報告が可能な場合。ただし、補正予算に係る事業は除く。

ウ やむを得ないと認められる場合。

第6 補助金の交付

1 事業実行総括表の作成

局長は、事業主体等から提出された申請書等に基づいて、森林環境保全整備事業実行総括表を取りまとめ、事業量を把握する。

2 事業調査

局長は、森林環境保全整備事業補助金交付申請書の提出があったものについては、別に定める信州の森林づくり事業調査要領(以下「調査要領」という。)により速やかに事業調査を行い、結果を別に定める調査調書に取りまとめるものとする。

3 補助金の査定

- (1) 間伐、更新伐及び一貫作業の施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道(「森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているもの。)がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

- (2) 間伐、更新伐及び一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る別表1に定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町村が請負に付して実行した事業の査定単位については、第4の3により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、次のアからエに挙げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 第2の1の(1)のコの(ク)のただし書きの規定に基づいて行った更新伐

イ 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積が10立方メートルに満たない間伐、更新伐又は一貫作業

ウ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

エ 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業

- (3) 雪起こしの施行地の面積は、造林木の成立本数の30%以上が倒伏した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。
- (4) 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。
- (5) 第3の森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画又は特定間伐等促進計画において計画された施業及び当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）並びに当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに保育間伐及び更新伐であって気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するもの並びに当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良を含む。なお、第2の1の(1)のサの(ア)のbの(b)に定める改良であること。
- (6) 第3の1の(2)の森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。(7)において同じ。）を含む。
- (7) 第3の3(1)の伐採造林届出書に基づいて行うものには、目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

4 調査調書兼復命書の作成

局長は、事業調査の結果適当と認めた箇所については、調査要領に規定する調査調書兼復命書（以下「復命書」という。）を作成する。

5 補助金の算出

局長は、復命書に基づき補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙 1 様式第 1 6 号）を作成するものとする。

6 補助金の交付及び確定

(1) 局長は、前 4 に基づき、申請者に対して規則第 6 条に規定する交付決定及び第 13 条に規定する確定を通知（要領別紙 1 様式第 1 7 号）するものとする。この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

ア 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書のとおりであること。

イ 規則、要綱及び本要領の規定に従わなければならないこと。

ウ 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。

エ その他局長が必要と認めること。

(2) 局長は、前号により補助金を確定したときは、別に定める執行管理表に確定事項を入力する。

7 市町村等への通知

(1) 局長は、6 に基づき補助金の交付及び確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙 1 様式第 1 8 号）するものとする。

(2) 森林整備協定造林として補助金の交付及び確定をしたときは、森林整備協定を締結している地方公共団体に結果を通知（要領別紙 1 様式第 1 9 号）するものとする。

8 補助金の請求

事業主体等は、6 の確定通知に基づき、補助金の請求をしようとするときは、信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業補助金交付請求書（要領別紙 1 様式第 2 0 号）を局長に提出するものとする。

9 森林整備協定造林実施報告書

7 の (2) の通知のあった地方公共団体は、費用負担が確定した後、局長に森林整備協定造林実施報告書（要領別紙 1 様式第 2 1 号）を提出するものとする。

第 7 大規模事業地等における補助申請等

森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐が第 5 の 2 に規定する交付申請の単位において 10ha 以上となる場合、特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）の一貫作業又は事業主体が市町村等の請負による事業の場合は、「大規模事業地等」として一体的に実施する付帯施設等整備及び森林作業道整備も含めて以下のとおり補助金の交付申請等が出来るものとする。

1 事業計画

- (1) 事業主体は、第 2 の 1 の(4)に準じて事前計画書を作成し、森林環境保全整備事業（大規模事業地等）計画承認申請書（要領別紙 1－様式第 2 2 号）と合わせて局長に提出するものとする。大規模事業地における補助申請手続きは、上記の他以下のとおり出来るものとする。
- (2) 局長は、前号の規定による計画書の提出があったときは、内容を確認し事業計画の承認を行うものとする。

2 早期着手

- (1) 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。
ただし、1 の(2)の承認を受けた個所で、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。
 - ア 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
 - イ 事業の実施に長期間を有するとき。
 - ウ 早期着手により事業費の増額防止が予想できるとき。
 - エ 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- (2) 事業主体は早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（要領別紙 1－様式第 2 3 号）を局長に提出する。
- (3) 局長は、(2)の協議があり、(1)のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意（要領別紙 1－様式第 2 4 号）する。
 - ア 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
 - イ 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。
- (4) 局長は、前項の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書（要領別紙 1－様式第 2 5 号）を部長に提出する。

3 補助金交付申請及び交付決定

- (1) 局長は、第 7 の 1 の規定により承認済の事業計画書に基づき、予算の範囲内で事業主体に補助金の内示をする。
- (2) 前項の内示を受けた事業体は、速やかに信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業（大規模事業地等））補助金交付申請書（要領別紙 1－様式第 2 6 号）に別表 1 で示すもののうち実行内訳書、位置図、実行経費内訳書（市町村が請負に付した事業及び森林作業道整備のうち標準単価が適用できない場合。）、施業図、実測図等（申請面積が確認できる書類）を添付して局長に提出する。なお、造林システムにより出力される様式をもって該当様式に替えることができる。
- (3) 局長は、(2)の補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金の交付決定（要領別紙 1－様式第 2 7 号）をする。
- (4) 補助金の適用等
第 3 に準ずる。
- (5) 補助金の算出
第 4 に準ずる。

4 補助金の変更

- (1) 事業主体は、補助金の変更が生じたときは、次の区分ごとに必要な手続きを速やかに行なうものとする。ただし、変更の手続きは 2 月 10 日までとする。ただし、気象害等やむを得ない場合はこの限りでない。

ア 重要変更

- (ア) 事業主体は、補助事業に要す経費の配分又は補助事業の内容に変更（軽微な変更による場合を除く。）が生じたときは速やかに森林環境保全整備事業（大規模事業地等）変更承認申請書（要領別紙 1－様式第 28 号）を局長に申請する。
- (イ) 局長は、(ア)の申請があった場合は、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、変更承認を行うとともに、必要な場合は変更内示をする。
- (ウ) 事業主体は、変更内示があったときは、森林環境保全整備事業（大規模事業地等）補助金変更交付申請書（要領別紙 1－様式第 29 号）を局長に提出する。

イ 軽微変更

軽微な変更は、事業区分ごとの補助金額の 3 割以内の増減及び年度内の完了期限の延長とし、変更手続きは次のとおりとする。

- (ア) 事業主体は、当該変更が生じたときは速やかに変更報告書（要領別紙 1－様式第 30 号）を局長に提出する。
- (イ) 事業主体は、前号の報告と同時に補助金額を変更する必要がある場合は、補助金変更交付申請書を提出する。
- (2) 局長は、アの(ウ)又はイの(イ)により補助金変更交付申請書の提出があった場合は、事業主体に速やかに森林環境保全整備事業（大規模事業地等）補助金変更交付決定（要領別紙 1－様式第 31 号）をする。

5 事業の中止、廃止、完了期限延長

- (1) 事業主体は、事業の中止、廃止及び完了期限延長（国への協議が必要なものに限る。）をしようとするときは、承認申請書（要領別紙 1－様式第 32 号）を、局長に提出する。
- ただし、11による繰越承認を受けたものについては、この限りでない。
- (2) 局長は、申請の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。

6 実績報告書

事業主体は、事業が完了したときは、森林環境保全整備事業（大規模事業地等）実績報告書（要領別紙 1－様式第 33 号）に第 5 の 1 及び 3 に準ずる関係書類（交付申請書は除く提出書類。）を添付して局長に提出する。また、第 5 の 1 に規定する提示書類は、調査時提示するものとする。

7 事業調査及び補助金の査定

局長は、実績報告書又は概算払請求書の提出があったときは、速やかに第 6 の 2 及び 3 に準じて調査及び補助金の査定を行う。

8 調査調書兼復命書の作成

第6の4に準ずる。

9 補助金の確定

局長は、実績報告書に基づく調査を実施した結果、適当と認められるときは、申請者に対して補助金額の確定をするものとする。

10 補助金の請求

要綱第6に規定する補助金交付の請求は、信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業（大規模事業地等））補助金交付請求書（要領別紙1－様式第34号）により行うものとする。

ただし、概算払による補助金の請求は、実施済面積に10～20m³/haの搬出材積に応じた補助金額を乗じた額（ただし、第6の3の規定による査定単位が明らかに区分される場合の当該査定単位の補助金額及び森林作業道整備の完了区間分で当該区間の補助金額が明らかな場合はその額とすることができる。）を上限とし、概算払補助金請求内訳書（要領別紙1－様式第35号）を添えて提出しなければならない。

11 繰越

- (1) 事業主体は、原則として、3の(3)により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越すことはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

ア 事故繰越

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3月31日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの

イ 明許繰越

地方自治法第213条第1項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの

- (2) 事業主体は、(1)のア、イに掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、森林環境保全整備事業（大規模事業地等）繰越承認申請書（要領別紙1－様式第36号）を、事業実施年度の1月31日（(1)のアの場合は3月31日）までに局長に提出するものとする。
- (3) 局長は、(2)の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から2週間以内に部長に協議（要領別紙1－様式第37号）するものとする。
- (4) 部長は、(3)の規定による協議があったときは、国と調整を行い、議会の議決を得た上で、同意（要領別紙1－様式第38号）するものとする。
- (5) 局長は(4)の同意があった場合、事業主体に対し、繰越承認（要領別紙1－様式第39号）す

るものとする。

- (6) 事業主体は、第4四半期において、10の規定による概算払いの請求をしようとするときは、前号の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除いて請求するものとする。